

不祥事件に関する再発防止策報告書

令和4年7月28日

焼津漁業協同組合

焼津漁業協同組合（以下「焼津漁協」という。）は、「焼津漁業協同組合再発防止委員会」から本年6月15日に提出のあった答申書の内容を真摯に受け止め、今後さらに改善改革を進めてまいります。

1 第三者機関による事実調査及び公表

第三者機関を設置することにつきましては、既に理事会（令和4年6月20日開催）におきまして議決しました。令和4年8月末までの設置を目標として、調整を行っています。

第三者機関は、答申書に記載のとおり、「冷凍魚不正抜き取り事件に職員が加担した動機等の不祥事発生の背景事情や冷凍魚不正抜き取りが行われた漁協市場部が冷凍魚不正抜き取り事件を把握できなかった理由等」についての事実調査や、冷凍魚が不正に抜き取られた疑いのある冷蔵庫出入庫記録に基づいた聞き取り調査を改めて行い、漁業者等からの信頼回復を図ることを目的として設置します。

2 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

1) 職員誓約書の徴収（令和4年3月に実施済）

組織として二度と今回のような不祥事案を許さないという焼津漁協の断固たる姿勢を内外に示すために、市場職員を含む全職員116名から、

- ① 過去に不正を行っていないこと、もしくは不正行為を申告していること
- ② 今後も不正行為は行わず、仮にこれに当たる行為を行った場合には懲戒解雇とされても異議はないこと

を誓約する誓約書を徴収しました。（資料1参照）

2) 退職金規程の改訂（令和4年3月実施済）

既に退職している者について、退職後に不正が明らかになった場合には、従前の焼津漁協の退職金規程では、労働法規上、退職金の返還を求められませんでした。

今後一切の不正を許さないことを徹底するため、退職金規程について、退職後に懲戒相当事由があったことが判明した場合に、退職金の返還を求められることができるよう規定の改訂を実施しました。（資料2参照）

3) 職員倫理規程の整備及び役員行為基準の見直し

職員倫理規程は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき事項として、令和4年8月までに運用基準を含めて整備し、職員に徹底させることとします。(資料3参照)

また、役員行為基準に「公正な職務執行に対する疑念や不信を招くことがないよう、組合の利害関係者との過度な供応接待は自粛する」旨を項目(9)に追加しました。(資料4参照)

3 内部統制システムの強化

1) ガバナンス体制の強化のための役員体制の見直し

部門ごとの責任者を明確化するため、各部門一役員制となるよう役員を配置しました。組合長は一部門を担当することなく、全役員を統括する立場を明確にしました。(資料5参照)

2) 理事会等の活性化

理事会で毎週1回開催をしている常勤会での議論内容を報告し、執行部への牽制機能を導入しました。また、理事会の議事審議後、自由に意見交換を行う時間をつくり役員間の意思疎通を図ることとしました。

また、常勤会での議論内容において重要で速やかに情報共有すべき事由については、非常勤の理事・監事に対しても速やかに情報共有することとします。

3) 監督官庁への適時適切な情報提供

本件については、不祥事件等対応要領5(1)③行政庁への連絡・報告の中で速やかに報告するよう規定していますが、今回の事件では、監督官庁への報告が遅延してしまいました。この原因は当該要領が施行(平成30年4月1日施行)されてから長期間が経過し、役員に認知されていないことが原因の1つであり、今後は当該要領を定期的に配布し説明を加える等役員に徹底することとしました。(資料6参照)

4) 監事監査体制の充実

不正行為や手続き上の不備の発見、是正等の監査を行う内部監査体制の強化を図ることで組織の透明性をより高めるため、令和4年3月から、新たに監事2名を組合員以外の者としました。また、月1回理事会終了後に監事会を開催することとしました。なお、代表監事につきましては、漁業関連団体の勤務経験が長く、かつ漁協における事務にも精通しており、週2日の勤務としました。

日常的な内部監査の実施としては、経理部管理課担当者を中心として、年当初、年間

の監査計画を作成し全部門を対象として取引・会計記録及び会計処理の正否・適否を分析し厳正かつ公平な立場から検証いたします。

5) 円滑な市場業務への取り組み

市場部内の課長による市場課長会議を市場部担当理事出席の下、毎日開催し、当日及び翌日の水揚げ船に対する職員配置の検討と業務内容の徹底を図るとともに、意見交換を通し会議の充実を図ることとしました。体調面を含む職員の管理も行うことで職員の状況把握にもつながっています。

6) 内部通報制度の整備（令和4年3月実施済）

職員等からの不正行為に関する通報を適切に処理するための仕組みとして、内部通報制度を定め、不正行為の未然の防止、早期発見及び是正を図ることとしました。通報・相談窓口として、組合内通報窓口のほか組合外通報窓口を設置し、顧問弁護士以外の弁護士を充てました。また、職員はもとより本制度を広く周知するべくホームページにて掲載するとともに取引業者に対しては、8月10日の定例理事会終了後に通知します。

（資料7参照）

7) 職員の人事体制（人事ローテーション、連続職場離脱制度）

同一部内や同一担当内に長く職員を配置することは、業務の円滑な執行に寄与する一方、事業者等との過剰な近接関係を産み出すなど不正な行為に走らせる要因となることも否定できないことから、部門間の人事異動を令和5年度以降の人事異動において導入を試みます。

不祥事などの事故を未然に防止し、健全な事業運営を目的に各職場において実施する連続職場離脱制度を導入できる体制の構築を目指し、積極的な求人活動の継続等に取り組んで参ります。

8) 焼津魚市場改善改革チームの設置

冷凍カツオ窃盗事件を受け、自らの意志で改善改革に着手し公正で選ばれる魚市場に再生するため、組合内に若手を中心とした「焼津魚市場改善改革チーム」を令和4年4月に設置し信頼される魚市場の再構築を進めることとしました。これまでに6回の会議を開催し日常業務の見直しを行い課題の整理を行いました。優先して取り組む課題としてデジタル化の推進について話し合いを行っているところです（資料8参照）

9) 市場委員会（仲買人と魚市場との協議の場）の設置

市場運営について、仲買人組合からの提案を受け、仲買人と魚市場が現場に則した協議の場を作りました。契約から水揚げ、選別、計量、積込までの流れを確認しつつ、よ

り良い市場運営を目指します。なお、協議の場には、漁業者もオブザーバーとして参加します。

4 組織的なコンプライアンス意識の一層の徹底

1) コンプライアンス研修の実施

カツオ窃盗事件を踏まえ、コンプライアンス・プログラムを見直し、新入職員を含む全職員を対象に行ってきたコンプライアンス研修会について、従来行ってきた事故防止に焦点を絞った内容を、令和4年度は、職員の倫理意識の向上を目的とする内容とするとともに、講師についても、法的責任について指導できる弁護士にお願いし、カツオ窃盗事件にも触れていただいております。役員を対象とした研修会も年末までに実施します。また、以後継続して同様の研修を実施することとしております。

また、他団体が主催する研修会等（「漁協における不祥事防止とコンプライアンス遵守に関するインストラクター養成研修」、「ハラスメント防止に関する研修会」、「不当要求防止責任者講習」）にも積極的に参加することとしました。（資料9参照）

2) 公正で透明な市場運営のための苦情窓口の設置

購買後の魚に品質不良のものがあったことが判明した場合に、仲買人から直接、市場のセリ担当職員に苦情が入っていたため、セリ担当職員にとって大きな負担となっており、そのことが不正取引の原因となっていた一面もありました。

このようなことを解消し、公正・公平な取引を徹底するため、市場で取り扱われた商品に関する苦情を申し立てる専用の窓口を透明性の確保の観点から総務部に設置することとしました。なお、事件発覚前に船主に無断で行っていた御礼や相場維持のための無償提供は、令和3年5月以降は行っておりません。

3) 内部通報した職員に対する責任の減免の規程の実施

不正に加担してしまった職員が不正について内部通報を行った場合、当該職員の責任を減免できるよう従業員就業規則第4章2節に「不正行為に関わっていた職員が当該不正行為を組合が認識する前に、自主的に内部通報に関する規定に定める通報窓口への申告を行った場合、組合は、当該申告者に対して、懲戒処分その他の対応における責任を減免することができる。」を8月10日の定例理事会において追加することとした。（資料10参照）

4) 職員と仲買人の作業スペースの分離

一部の仲買人が、恒常的に職員の机を利用して作業をしている光景は、癒着等のマイナズ面が連想されることから、事務所内に仲買人の作業スペースを設け、パーテーショ

ンで分離しました。

5 再発防止のためのソフト・ハード両面の環境整備

1) 市場の計量・搬出ルールの改訂

事件発覚後、直ちに、計量ルールの見直しを行いました。搬出するカツオの荷主やサイズ、数量に応じトラックスケールと小秤での二通りの計量方法で実施していましたが、この方法では、小秤で計量せずに港外に持ち出されることがあったことから、小秤で計量した後、必ずトラックスケールを通過し計量確認をすることをルール化しました。令和3年5月1日及び6月24日に、外港を利用する運送会社4社に通知しました。(資料11参照)

2) トラック監視体制の構築・警備マニュアルの作成

1)のルールを運用するにあたり、外部の警備会社と契約を締結し、監視体制を強化しました。セリが開始される午前7時から水揚げ終了までの間、警備員を配置し、トラックスケールでの計量の徹底を監視しています。フォークリフトで直接外港冷蔵庫に搬入するケースがあるため、パレットが計量済であることを警備員が監視できるようバリケードを設置しフォークリフトの動線を工夫しました。このことにより、未計量の冷凍魚を休日を利用して搬出する行為も防止しております。新屋売場においても、トラックの出入口を絞り、外部の警備会社の警備員が、トラックスケールの通過やトラック内のパレットが計量済であることを確実に監視できる体制としました。(資料12参照)

3) 監視カメラの増設

既設の監視カメラ15台に加え、外港出入口に2台の監視カメラを増設し、不正行為の防止の一助としました。

4) 水揚作業の役割分担の明確化

従来は荷捌所のコンベアからトラックに直積みする方式で行っていましたが、運転手の高齢化や高所作業の困難化及び荷物の小口化などの理由から、運送会社からの要請により現在のフォークリフトの積込方式に変更したものであります。この方式がカツオ窃盗事件の一因となったことから、市場と運送会社の役割分担について再発防止策を踏まえて、新たな作業体制を構築するよう協議を進めて参ります。

5) 冷蔵庫事業者及び仲買人への不正取引撲滅のための協力要請

今般の事件では、計量証明書のない漁獲物が、冷蔵庫事業者の冷蔵庫に持ち込まれて

いたことから、令和4年1月28日付で静岡県冷蔵倉庫協会に対し、計量証明書のない漁獲物の保管は行わないことを求めました。また、仲買人に対してもこの趣旨に基づき協力要請を行いました。（資料13参照）

6) 運送事業者へのコンプライアンス誓約書等の提出要請

今般の事件では、運送事業者も事件に関与していたことから、運送事業者と運転手からコンプライアンス誓約書の提出並びに運転手名簿、車両名簿の提出を求めることとし、令和4年7月に提出してもらうよう要請しました。（資料14参照）

7) 仲買人へのコンプライアンス誓約書等の提出要請

今般の事件では、仲買人も事件に関与していたことから、仲買人に対し、コンプライアンス誓約書の提出を求めることとし、令和4年8月をメドに提出を得られるよう調整しています。

8) デジタル化への取組

少子高齢化の進展により働き手の不足等も深刻となっている状況を踏まえ、将来の魚市場運営、漁業協同組合経営を考えた時、デジタルの活用は必須であるという認識の下、業務の効率化・省力化・時短化などをはじめ「見える化」を進めることによってデータの一元管理や迅速な情報発信と共有などに取り組むことが必要であります。

焼津漁協が自らの意志で改善改革を進めるため組織した焼津魚市場改善改革チームでは、日常業務の見直しと新たな取り組みを検討し、より良い市場運営を目指すこととしており、この中で、デジタル導入について議論が緒に就いたところです。再発防止委員会で検討中となっている、計量結果データの共有システム（スケール小屋・管理棟等への送信）については、今後、さらに課題を整理しつつデジタル化について進めていきます。

9) その他のハード面の検討継続と導入の是非について

再発防止委員会では、7)に記載した計量結果の共有システムのほか、ハード面の改革として、①小秤及び併設する計量小屋に対する監視カメラの導入、②トラックスケール搭乗時の警報音の導入、③クレーンスケールの導入、④コンベヤスケールの導入、⑤受けホッパースケールの導入、⑥小秤の追加導入に伴う全量計量、⑦ETCゲートの導入による入退場管理等が検討中となっておりますが、今後メーカーとの協議を進め、項目ごとに導入の是非を判断して参ります。

まとめ

事件が、水産業界のみならず広く社会に与えた影響は大きく、ここに焼津漁協として改めてお詫びするとともに、二度と本件窃盗事件に類する行為は行われず、公正な市場運営に努めることを誓うものです。

役職員一同がお互いに信頼して一致団結し真面目に業務と向き合うことで、多くの皆様方の信頼を得られるよう大きな覚悟と努力をもって不断の改善改革に努めてまいります。

添付資料

1. 誓約書（職員誓約書）	1 枚
2. 退職金規程の改訂（退職金規程新旧対照表）	1 枚
3. 職員倫理規程（案）	1 枚
4. 役員の行為基準	1 枚
5. 役員体制の見直し（焼津漁協のガバナンス体制）	1 枚
6. 不祥事件等対応要領	1 部
7. 内部通報制度の概要	2 枚（規程 1、通知 1）
8. 改善改革チーム設置要領	1 枚
9. コンプライアンス研修（コンプライアンス・プログラム）	1 部
10. 従業員就業規則一部変更（案）	1 枚
11. 搬出ルールの通知（5/1・6/24）	3 枚
12. トラック監視警備マニュアル（外港地区・新港地区）	1 部
13. 冷蔵庫、仲買人、運送事業者への協力要請	4 通（仲買人は 2 種類）
14. 運送事業者誓約書（法人及び運転手）	2 通